



令和4年2月15日

各 位

会 社 名 株式会社トーア紡コーポレーション
代表者名 代表取締役社長 長 井 渡
(コード：3204 東証第一部)
問合せ先 執行役員 総務・人事担当
難 波 正 之
(TEL 06-7178-1151)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、令和4年3月30日開催予定の当社第20回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条但書に規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次の通り当社定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令の定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="284 311 655 342">第 1 条～第 14 条（条文省略）</p> <p data-bbox="261 405 783 483"><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p data-bbox="256 499 783 860"><u>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p data-bbox="288 875 395 907"><新設></p> <p data-bbox="284 1391 671 1422">第 16 条～第 39 条（条文省略）</p> <p data-bbox="284 1485 344 1516">附則</p> <p data-bbox="284 1532 639 1563">第 1 条～第 2 条（条文省略）</p> <p data-bbox="288 1626 395 1657"><新設></p>	<p data-bbox="863 311 1235 342">第 1 条～第 14 条（現行通り）</p> <p data-bbox="868 405 975 436"><削除></p> <p data-bbox="879 875 1289 907"><u>（株主総会資料の電子提供措置）</u></p> <p data-bbox="836 922 1353 1095"><u>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="836 1111 1353 1328"><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p data-bbox="863 1391 1251 1422">第 16 条～第 39 条（現行通り）</p> <p data-bbox="863 1485 924 1516">附則</p> <p data-bbox="863 1532 1219 1563">第 1 条～第 2 条（現行通り）</p> <p data-bbox="836 1626 1353 1704"><u>（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）</u></p> <p data-bbox="836 1720 1353 1986"><u>第 3 条 現行定款第 15 条の削除及び変更定款第 15 条の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律 70 号）附則第 1 条但書に定める施行の日（以下、「施行日」という。）から効力を生じるものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p data-bbox="839 172 1351 344"><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 ヶ月以内の日に開催する株主総会については、現行定款 15 条はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="839 360 1351 533"><u>3 本附則は、施行日から 6 ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定時株主総会開催予定日	令和 4 年 3 月 30 日
定款変更の効力発生日	令和 4 年 3 月 30 日

以 上